

若杉炭坑労働争議

- 一、名 稱 絲栗炭坑株式會社若杉炭坑
- 二、所 在 地 福岡縣粕屋郡篠栗町
- 三、事 業 種 類 石炭採掘
- 四、資 本 金 五萬圓
- 五、代 表 者 坑主 松野 一 雄
- 六、從 業 員 數 一一三名（内役員一三名、女一二名）
- 七、争議參加人員 全 員
- 八、争議發生年月日 昭和十年三月 十日
- 九、同 解決年月日 同 年同月十九日
- 十、同 發生原因

本炭坑は炭層關係の爲出炭成績不良にして經營困難となり本年二月一日以來賃金を支拂はず。且つ本坑物品配給所購買人に對

する物品代金貳千五百餘圓の不拂をも生じ炭坑側の支拂能力なき爲右購買人は三月十日遂に配給所を閉鎖したので、従業員一同其の生活に窮するに至り坑主に賃金支拂の要求を起したのである。

十一、罷業並に其の經過

依つて坑主は三月十五日現金四百圓白米三十俵を調達したところ其の分配に當り坑長の專斷的處置ありとて之れを憤慨したる役員十二名が主動となり従業員を誘ひ十七日より一齊罷業を敢行すると共に、本坑が坑く大阪市宗像商會の經營に移ることになつてゐるので其の曉は坑員淘汰を行ふこととなるべきを見越し其の際に於ける解雇手當として、最高月收四箇月分、最低同二箇月分の支給を翌十八日坑主に要求し、従業員一同罷業繼續の強硬態度に出たので、炭坑側に於ては新經營主たるべき